

よくある質問（就学時健康診断）

Q)「就学時健康診断通知書」が届かない、または紛失してしまった。

A) 通知が届かない場合や紛失してしまった場合は、再発行等の処理を行いますので、学校教育課までご連絡ください。

Q)「就学時健康診断通知書」による指定日に都合が悪くて行けない。

A) 原則として、就学時健康診断は入学予定の小学校での受診をお願いしていますが、ご都合が悪い場合は、ほか学校で受診できるよう調整いたしますので、学校教育課にご連絡ください。

また、すべて実施日が終了している場合は、学校医等の医療機関において個別に受診していただくことになります。

Q)引っ越しする予定がある。

①市内で転居（指定校が変わる場合）

A) 就学時健康診断の指定日前に転居した場合は、転居先で受診することができます。事前に学校教育課までご連絡ください。

②市外に転出する場合

A) 当市が行う就学時健康診断の**実施日以前**に転出される場合は、転出先で健康診断を受診できるか確認し、転出先の市町村で受診してください。またその旨学校教育課までご連絡ください。

当市が行う就学時健康診断の**実施日以降**に転出予定の場合は、当市で受診してください。転出先の学校に健診結果を送付いたします。

③市外から転入する場合

A) かすみがうら市に転入する場合は、「就学時健康診断通知書」を送付しますので、学校教育課までご連絡ください。

また、就学時健康診断を受診した後に転入した場合は、市が実施する就学時健康診断を改めて受診する必要はありません。

④学区外就学を希望する場合

A) 学区外就学を希望する場合は、学区外就学申請が必要になります。就学時健康診断は、必ずしも就学希望校での受診する必要はありませんが、就学希望校で受診を希望する場合は、事前に学校教育課までご連絡ください。

Q) 国立・県立・私立の学校に入学を予定している。

A) 当市の就学時健康診断を受診することはできます。

なお、就学時健康診断の受診の要否や、健診結果の提出が必要かどうかは、入学予定先に直接ご確認ください。

当市の就学時健康診断を受診しない場合は、学校教育課までご連絡ください。